

令和2年度 第3回 葉山町障害福祉計画策定委員会 議事録

日 時 令和2年10月5日(月) 14時00分～16時10分

場 所 葉山町教育委員会研修室・会議室1(保育園・教育総合センター2階)

出席委員 在原理恵、雨宮由美、平野和子、杉野三千代、菊池一美、樫原絢子
新井宏二、柿本啓子、鹿嶋清、加藤智史、山崎永子、小澤公雄
今井昭子、古塩節子

欠席委員 萩原崇至、(萩原幹子)

出席職員 高階歩、鹿島正、石井幹男、吉田幸司、柏木淳子、板倉裕介、今山健二

会議要旨

あいさつ

議 題 1 葉山町障害者福祉計画について

(1) 葉山町障害者福祉に関するアンケート調査について

(2) 第1編：総論について

(3) 第2編：障害者計画について

2 その他

資 料 資料14 葉山町障害者福祉に関するアンケート調査結果報告書(案)

資料14-2 葉山町障害者福祉に関するアンケート調査 自由記述

資料15 葉山町障害者福祉計画 第1編：総論(検討用素案)

資料16 葉山町障害者福祉計画 第2編：障害者計画(検討用素案)

第2回葉山町障害者福祉計画策定委員会 議事録

※資料番号は、第1回の策定委員会からの通し番号になっています。

あいさつ

鹿島課長： 定刻となりましたので、これから令和2年度第3回になります、葉山町障害者福祉計画策定委員会を開催させていただきたいと思います。本日はご多忙の中、お集りいただきまして、誠にありがとうございます。本日も忌憚のないご意見をいただきますよう、お願いをさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

吉田課長補佐： 会議が始まります前に、事務局のほうから事務連絡をさせていただきます。先般、議事録を送らせていただき、委員の皆様にご確認いただきました。一部、修正がございました物を、本日机上に配布してございます。修正の箇所でございますが、13ページの下から15行目、在原委員長の前段の障害者福祉計画のくだり、1行が修正になってございます。もう1か所がその3行下。鹿嶋委員の障害の有無に関わらずの箇所が修正となっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席人数は14名でございます。葉山町障害者福祉計画策定委員会規則第5条第2項の規定により、委員の過半数の出席があり、会議が成立していることをご報告申し上げます。

本会議の開催に先立ちまして、町ホームページで傍聴の希望者を募ったところ、申し出がございませんでした。

前回、ご了承いただきましたが、本委員会の会議については録音をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきたいと思います。資料ですが、本日の配布資料とは別に、先週末にピンクの送付状とともに事前配布資料ということで、4つの資料を配布させていただきました。まず、資料14 葉山町障害者福祉に関するアンケート調査報告書の案でございます。それから資料14-2 葉山町障害者福祉に関するアンケート調査の自由記述が記載されたもの。前半の20ページが障害のある方、後半の5ページが一般町民の方が記載した自由記述になっております。前回お配りした、資料5-1、5-2と同じ内容のものが記載されておりますが、報告書案のほうに掲載している意見を網掛けしてございますので参考にいただければと思います。それから資料15 葉山町障害者福祉計画第1編総論、検討用素案。次に資料16 葉山町障害者福祉計画第2編、障害者計画検討用素案。この4つでございます。また、同じく資料の15、16につきましては机上に配布させていただいてございます。事前配布資料を白黒で送らせていただいたのですが、分かりづらいとの意見があったため、内容は一緒のカラー刷りをご用意いたしましたので、こちらのほう使っていただければと思います。また、事前配布資料は回収しないつもりです。不足する資料等大丈夫でしょうか。よろしくお願いいたします。

それでは、進行につきましては、規則第5条第1項の規定により、委員長が議長となるとなっておりますので、在原委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

在原委員長： ありがとうございます。皆様、本日もお集りいただきまして、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは本日の予定についてですが、まずは事務局よりご説明をお願いいたします。

柏木係長： はい。よろしくお願いいたします。座ったままで失礼いたします。前回の委員会において、

後段の部分で、次回は障害の3本の計画の後半2本の数値目標である福祉計画と、児童の計画についてご検討いただきますということで、目的などを説明させていただきました。しかし、本日に至るまで、国から追加の資料がなく、今の状況では実績ベースで計算をして、次回の計画の目標数値を作らなくてはならないような状況になっております。近隣市町とやりとりもし、情報収集もしたのですが、どこの市町村も同じような状況でした。そういった理由ですので、もう少し国からの資料を待つのと、近隣市町村とのやりとりをしたいと事務局は考えております。ただ、日にちが過ぎていってしまいますので、本日は前回ご検討いただきました障害者計画を主にご検討をさせていただきたいと思っております。次回の10月30日に分かっている範囲で数値計画を固めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

在原委員長： 今のお話にありましたように、今年は障害者計画と、障害福祉サービスの具体的な数値を積み上げていき、まとめて作る年です。障害福祉サービスの細かいことに関しては次回とさせていただきます、今回は障害者計画の目標とそれにつながる事業のところの話をしていくということでご意見をいただきたいと思います。

1 葉山町障害者福祉計画について

(1) 葉山町障害者福祉に関するアンケート調査について・・・資料14、資料15

在原委員長： それでは議題1 葉山町障害者福祉計画についてのご説明をお願いします。

柏木係長： それでは、葉山町障害者福祉に関するアンケート調査の結果報告書ですが、最初に修正させていただきたいです。資料15の29ページ「成年後見制度の認知度(一般町民調査)」が資料14の147ページ「問28 あなたは障害者差別解消法についてご存じですか」の結果のグラフが入っているため、正しくは資料15の29ページ「成年後見制度の認知度(一般町民調査)」のグラフは資料14の146ページ「問27 成年後見制度についてご存じですか」のグラフが正式な数値となっております。

アンケートにつきましては、皆様にご回答いただき、細かい軸や数値はこちらで最終チェックをさせていただきたいと思っております。本日ご検討いただきたいのは、分析内容を追加して分析したほうがよいのか、自由記載の内容がこれでよいのか、もっとほかのものを入れたほうがよいのではないのか、アンケートに抜粋する内容は第1編に載っていた内容でよいのか、以上3点についてご意見をいただきたいと思います。このままですと少し分かりにくいので、まず資料14の177ページ、ご覧いただきたいと思います。こちらに自由記述のまとめが書いてございます。それを、資料の14-2だとどこにあるかを簡単にご説明させていただきます。

資料14の177ページ以降をご覧ください。「自由記述のまとめについて」と書いてあります。178ページには「1：経済的負担の軽減、経済的支援の充実」と書いてあります。これが自由記述のどこに書いてあるのかをお話しさせていただきますので、まずは、資料14-2の9ページを開いてください。資料14の178ページ、資料14-2の9ページを開きますと、178ページに「常に障害者と居る必要があるため、子どもの預り、通園補助などの経済的な援助を充実してほしい」と書いてあります。資料14-2の9ページの下から

4 番目で「常に障害者と居る必要があるため」と書いてあります。こういった形で抜き出して書いてあります。この後、順番に何ページにありますとお話しさせていただきますので、必要であればメモを取っていただければと思います。

資料 14 の 178 ページの「区分」が「身体」のところは資料 14-2 の 9 ページです。資料 14 の 178 ページ、上から二番目「聴力障害 6 級の認定者です」から記載のあるものは、資料 14-2 の 7 ページに載っています。資料 14 の 178 ページ、上から三番目「以前は、医療費の控除が」から記載のあるものが、資料 14-2 の 4 ページです。次に資料 14 の 178 ページ、上から四番目「給付金増やしてほしいです」と記載のあるものは、資料 14-2 の 11 ページです。資料 14 の 178 ページ、下から二番目「精神（手帳）」は、資料 14-2 では 16 ページとなります。資料 14 の 178 ページの下段、「精神（手帳）」は資料 14-2 では 15 ページです。

次に資料 14 の 179 ページ「2：医療環境の充実」、一番上の「区分」が「身体」の「リハビリ病院で」というのは資料 14-2 では 6 ページ。次に資料 14 の 179 ページ、上から二番目「精神（手帳）」が資料 14-2 では 16 ページ。「2：医療環境の充実」の最後が資料 14-2 では 16 ページです。

次に「3：就労支援の充実、就労環境の向上」です。一番上の「精神（手帳）」のところは資料 14-2 では 16 ページ。上から二番目の「自立支援」で「精神病を抱えながら」から記載のあるものが資料 14-2 では 20 ページ。その下の「精神（自立）」が資料 14-2 では 18 ページです。一番下の「一般」が資料 14-2 では 3 ページになります。

次に資料 14 の 180 ページです。「4：就学支援の充実、教育環境の向上」の一番上、「区分」が「一般」の「障害者の特性にあった」から記載のあるものが資料 14-2 では 5 ページ。次の「一般」の「教育や生活」から記載のあるものが資料 14-2 では 1 ページ。資料 14 の上から三番目「私自身は、発達障害の」から記載のあるものが資料 14-2 では 3 ページ。「4：就学支援の充実、教育環境の向上」で最後の段、「言葉が話せなく」から記載のあるものが資料 14-2 では 11 ページです。

次に同じページ「5：移動支援の充実、外出環境の向上」です。一番上の「公衆トイレの洋式化」が資料 14-2 では 4 ページ。次に、上から二番目「バスの乗降」から記載のあるものが、資料 14-2 では 10 ページ。上から三番目「タクシー券」から記載のあるものが、資料 14-2 では 9 ページ。下から三番目の「精神（手帳）」が資料 14-2 では 14 ページ。下から二番目が資料 14-2 では 20 ページ。「5：移動支援の充実、外出環境の向上」で一番最後が資料 14-2 では 1 ページです。

続けて「6：日常の生活への支援（買物、住まいなど）」では、一番上「手話通訳派遣が大事です」が資料 14-2 では 2 ページ。上から二番目の「ボランティアの人が居ると助かる」が資料 14-2 では 2 ページ。「6：日常の生活への支援（買物、住まいなど）」で一番最後が資料 14-2 では 4 ページとなっております。

「7：在宅で利用できる支援サービス」の上の意見が、資料 14-2 では 7 ページ。次の「区分」が「一般」は資料 14-2 で 1 ページです。

「8：入所系サービス」の一番上の意見が、資料 14-2 では 4 ページ。上から二番目が

資料 14-2 では 13 ページ。「8：入所系サービス」で一番最後が、資料 14-2 で 14 ページです。

次に「9：障害に対する理解の促進、地域での支え合い」では、一番上「身体」は資料 14-2 では 2 ページ。次の「知的」が資料 14-2 では 12 ページ。上から三番目の「精神（自立）」が資料 14-2 では 18 ページ。次の「精神（自立）」が資料 14-2、19 ページ。「一般」の 3 つあるうちの「障害のある方々の声をききたいです」が資料 14-2 では 2 ページ。次が資料 14-2 で 3 ページ。その次が資料 14-2 では 2 ページです。

次に「10：介護者への支援の充実、親亡き後への不安」では、「精神（手帳）」は資料 14-2 で 16 ページとなり、次の「一般」が資料 14-2 で 5 ページとなっております。

「11：行政への要望」では、一番上「身体」が資料 14-2 では 3 ページ。次の「身体」が資料 14-2 では 1 ページとなり、次の「知的」が資料 14-2 だと 11 ページ。上から四番目「精神（手帳）」が資料 14-2 では 16 ページとなり、次の「精神（自立）」が資料 14-2 だと 18 ページ。下から四番目の「一般」が資料 14-2 では 12 ページ。次の「一般」が資料 14-2 では 4 ページ。下から一番目と二番目は資料 14-2 では 4 ページです。

「12：支援情報の周知の強化、役場の対応の向上」ですが、一番上「身体」が資料 14-2 では 3 ページ。次の「身体」が資料 14-2 では 2 ページ。次の「身体」が資料 14-2 では 10 ページ。「精神（手帳）」が資料 14-2 では 17 ページで、次は資料 14-2 だと 15 ページ。「精神（自立）」が資料 14-2 では 18 ページと、次が資料 14-2 だと 19 ページです。

「13：相談支援体制の整備」ですが、一番上の「身体」が資料 14-2 だと 10 ページ。次の「身体」が資料 14-2 では 2 ページ。次の「身体」が資料 14-2 では 9 ページ。次の「精神（自立）」が資料 14-2 では 19 ページです。

最後「14：その他」では「身体」が資料 14-2 だと 6 ページ。「精神（自立）」が資料 14-2 では 18 ページ。その下が資料 14-2 だと 15 ページ。「知的」は資料 14-2 では 12 ページ。「一般」が資料 14-2 だと 2 ページと 1 ページになります。

移動支援や経済的な援助のご要望などが多く、それぞれ 1 つずつほど代表の意見を載せております。資料 14-2 を見ますと、例えば 1 ページ目の「1 階で、FAX 機があったほうが良い」など、そういったものを載せたほうが良いのではないかという意見がありましたら、仰っていただければと思います。これがアンケートの報告書についてのご議論いただきたいものでして、次に資料 15 の第 1 編の総論のところにアンケートについて総括したものが載っております。こちらは、今のピンク色の計画に載っているものを概ね選んで載せています。例えば、今の計画には載っていないけどこれは載せたほうが良いのではないか、今の計画の載せ方と、今の報告書の載せ方のグラフの見せ方が違うからこっちが良いのではなどありましたら、それも合わせて仰っていただきたいと思います。

次に資料 14 の 39 ページと資料 15 の 19 ページの「月収について」をご覧ください。例えば、障害がある人の調査で一番初めに月収が来るのはどうなのか、資料 15 の 21 ページ「5 年後の過ごし方について」は障害者別で 4 種類載せています。

今回まとめたものは、障害者全体としてどう考えているかが分かるように、棒グラフで 1 個の項目を障害別に載せており、見やすく分かりやすい見せ方に変えています。

そして、成年後見制度の認知度のグラフを新たに差し込んでいこうと検討しております。ほかにも、主な介助者や差別の項目が入っていないため入れる検討や、ご近所付き合いや防災について、施策の見直しのための取組など、これは入れたほうが良いのではというものがありましたら教えていただきたいと思います。

最後に一般の資料につきましても、これは入れたほうが良いなどと思うものがあれば仰っていただければと思います。あと、事業所については何を載せたら良いのか検討している段階ですので、何かご意見ありましたらお願いいたします。以上です。

在野委員長： このアンケート調査結果報告書というのも分厚く全体のやつがありますが、これは取りまとめ次第公表される予定です。ここから自由記述については主な意見など計画のほうにも載せているとのことでした。そして、結果報告書にも自由記述は全部載せているわけではなく、資料 14-2 に全部の自由記述が載っており、ここから網掛けをしているのだけ載せている。ですので、主な意見をピックアップし、載せているもので足りないのではないかと、皆様からご意見いただきたいということです。

あとは、アンケートの分析で必要な箇所や気になったところをご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

杉野委員： 今回このアンケートを取って、相変わらず自由意見に、移動するための足がないなど、毎回見る課題が相変わらず上がってくる。それに対して、このアンケート調査結果報告書では抜粋して網掛けされている。こういった形でピックアップするのであれば、何年までに、そっちの方向性に向かって活動をしめますなど具体的な取組を載せない限り、こういうのがありましたという報告書では皆が興味持って読めないと思いました。もし、このアンケートを記入した人が、今回書いたからこの福祉計画見ようと思ったときに、自分が書いた意見が何も反映されていなかったり、それに対しての答えが何も記載されていないと思うのはどうなんだろうと考えてしまいます。ですので、ただ載せるだけでなく、こういう問題があったのでこの方向に向かってこの計画をやっていきますなど、それに対しての計画をしっかりと示していく必要があると思います。

あと、資料 15 の 19 ページの月収の項目で知的障害の方が 50 万円以上と回答している人が 2.7%と答えています。知的障害にもいろいろあるので何とも言えないのですが、月収 50 万以上も取れる知的障害の方ってどんな職種なのか、手帳だと B1、B2 の人なのかと興味があります。こういった形で記載されていると、目を通すだけで終わってしまうのですが、これを知的障害の方でも、こういう仕事だと月収 50 万円に達成できることもあるというような記載があれば親切だと思いました。お伝えできる範囲で構わないので 50 万円以上の方が 2.7%ってどんな職種なのかを教えてください。

鹿嶋委員： 補助金とかも入っているのかと思いました。

杉野委員： でも月収ですよ。

雨宮副委員長： 月収でもそんなに補助金が出ますかね。

杉野委員： 障害者年金は最高額 8 万円代です。それにプラスしても 50 万円以上は凄いと思います。

鹿嶋委員： 精神障害の方でも 3.2%いますね。

杉野委員： 身体障害や精神障害の方は、そのスキルを持っていたりすると、そのスキルで、ある程

度のお給料を稼げることもあります。軽い重いあるにしろ、知的障害の方が50万以上の収入を得るスキルって何だろうと思います。例えばアーティストで絵を売っているなど、とても興味があります。

吉田課長補佐： 事務局から今のご意見の部分ですが、どういう級の方がこの50万円以上の収入があるのか調べれば分かると思いますので、委員会資料として次回までに調べ、お見せできる範囲でお出しするようにしたいと思います。ただ、具体的に個人を特定する部分もありますので、皆様にお見せできる範囲での資料を出して検討いただけたらと思います。よろしくお願いします。

在原委員長： 前段のところで、様々なお困りごととか書いてくださっていることに対して、書いたことがどう受け止められ、どういう動きにつながったのかということが何か分かるような示し方というものがあれば。

雨宮副委員長： 例えば、資料14の184ページ「12：支援情報の周知の強化、役場の対応の向上」では「アンケートは、只、"聞く、問う"だけでなく（特に病気や福祉に関する事柄であれば）周知・啓発という1つのツールとして活用していただきたい」の自由記述ですが、やはりアンケートを取ったら、ある程度フィードバックをしないと、障害についての理解も深まっていけないと思います。ですので、この会議ではないにしても、自立支援協議会やそういった会合でアンケートの結果をどのようにフィードバックし、揉んでもらうかを提案していくのはいかがでしょうか。

樫原委員： 私も同じことを考えていました。この施策を今年は力入れていきますとか、そういうアンケート結果をどういった形で反映したかなどのご説明いただきたいと思いました。

雨宮副委員長： 例えば広報で特集ページを設け、大々的にお知らせするなども1つかなと思います。

加藤委員： この計画期間内で、このアンケートのことに全て応えるのは絶対にできないことだと思います。その中から選択した上で、計画期間内で重点的に取り組まなければいけないようなことについては重点的な取組として位置付けをし、取り組める内容はピックアップして重点的に書いていく必要があると思います。そのほかの部分については、こういう意見がありましたと文章で1つひとつ載せるのではなく、ある程度まとめた形として文章化し、こういう意見もございましたというレベルで留めていくのも1つの手なのではと感じました。以上です。

在原委員長： 今のこの案は一応、まんべんなくは取り上げてるとのことなんですよ。それに対して、どういう動きをしていくかという姿勢が見えるようなものが計画には必要じゃないかのご意見かと思います。計画以外のところでも動きを作っていこうという取組をしたり、広報に載せたりということも合わせてというところですね。

加藤委員： 公衆トイレの洋式化を希望など具体的な記述も出ていますし、抽象的なことも出ていますから、本当に計画期間内でできることなのかを選んで、できるのであれば載せるべきですし、できないのであればここから抜いて別の形で文章化をして、こういう意見もございますよという形にしたほうが良いのかなと思いました。

在原委員長： 実現は難しいご意見はここに載せないほうがいいのではないかと思います。

加藤委員： 決して、将来的に全てできないということではなく、あくまでもこの計画期間内に本当

に実現可能であれば載せるべきですし、できないのであれば載せるべきではないと思います。

杉野委員： できない理由を書くべきだと思います。

加藤委員： 様々な書き方がありますが、それはほかの形で文章化として。

杉野委員： できないから書かないではなくて、こういう意見はあったのだけど、この計画の中には改善ができない。その理由として、やはり予算が少ないとか、それを希望する方が少ないですとか、その様々な理由を記載することが計画として親切かなと。

加藤委員： できることとできないことの住み分けはする必要があると思います。

在原委員長： 計画のほうに自由記述をどう載せるかというのは、資料 15 の 33 ページから赤く塗ってところに自由記述を拾ったものが載っているわけですけども、これに対して応えるような、難しいなら難しい理由を。

加藤委員： それぞれの計画の箇所に、アンケートに関係してることは文書で載せれば良いと思います。例えば、認知症の施設やグループホームを増やしてほしいといっても、行政が頑張っていることではないので、その辺りの意見は意見として受け取っていき、それぞれの計画の中に落とし込んでいくのも 1 つの手ではないかと思います。

樫原委員： それでも書けることと、書けないことが出てきますよね。

吉田課長補佐： 議題に沿った説明が少し前後してしまったために皆様からご意見をいただくような形になってしまいましたが、次の総論と障害者計画を事務局から説明をさせていただきつつ、今のお話なのですが、やはりこの部分のご意見が多く、計画上はこういう風にすべきと載せるのが本来の筋だと思っています。今回は本当に検討用の資料として、資料の 15、16 を前回の現行計画を基にお示ししました。事務局としては皆様からのご意見を聞きながら作っていきたい思いで、これはどうなのかというのは仰るとおりです。ですが、そういう意見をいただくと次回に、この部分はやはり載せて、このような計画にしたんだよね。あのとき、私たちこう言ってそういう意見出ましたよねといったことができます。それを全部載せられるかということ、できない部分もありますので、その辺りを精査させていただきながらと考えています。ですので、今日はたくさん意見を出していただき、大事な部分や、抜けている箇所、まだ説明していませんけど、先ほど柏木係長が言ったように、今まで事業者に対するアンケートとかをやっていなかったけど、今回やったらこういう結果出た。事業所サイドからするとこういうところを計画に入れてほしいという意見を貰って、作り込んでいきたいと事務局は思っているんで、積極的にご意見出していただいて、載せれるものは可能な限り計画の中に入れていきたいと、考えていますのでよろしくお願いします。

在原委員長： たくさんある自由記述の中で抜けている部分やこれも取り上げるべきなのではないかというご意見はございますか。

柏木係長： 本日も水色の紙を入れさせていただきました。先ほど、移動支援のお話しで資料 14-2 の 11 ページ「移動支援の車を有りにしてください」が一番近いご意見だと思います。一番端的に示してるものを意見の中からピックアップしていただいて、これ載せたほうが良いんじゃないかとか、ここでお話しされることが難しければ水色の紙に書いていただ

いて、1 週間以内にご提出ください。

在原委員長： 今、ご意見あるようでしたら伺いたいと思いますが、後ほどでもよいとのことですね。私の意見として、全体像として、各 3 障害が年齢別で構成されていて、3 障害の分かるページが、一番初めのページにあると分かりやすいと思いました。

雨宮副委員長： アンケートは年代別に無作為なんですか。

柏木係長： データは性別、年齢、障害種別で全部取ってあって、分析は、何と何の関係はどうですかというのはやっています。母数が少なく、知的とかはあまり綺麗に傾向が出ないかもしれませんが、身体障害は恐らく出ると思います。

在原委員長： この年齢別でクロスを全部掛ける必要はなく、そもそも身体障害の方の年齢の構成はこうなんだ、こんなに高齢の方が多い、身体障害のグループなんだって分かったほうが良いという話です。

柏木係長： 11 ページの所とかは円グラフの方が分かりやすいですか。

在原委員長： どの所ですか。

柏木係長： 資料 14 の 11 ページの障害種別の年代とか。

在原委員長： 恐らく、3 障害別に分けて年齢構成を見せたほうが。帯が 4 つとかが良いのではと思います。

柏木係長： 4 つですね。

在原委員長： 4 つあって、それぞれの年齢がパーセントで表記されてということですね。

鹿嶋委員： その 11 ページが分かんないです。

在原委員長： この分厚い報告書です。そもそもこの結果報告書はカラーじゃないですよ。公表される際は白黒ですか、カラーですか。

柏木係長： 全町民の方がご覧になる時はホームページです。

在原委員長： 分かりました。見やすさとかのご意見もあれば。

柏木係長： では、いただいたご意見をもとに少し見やすさみたいなものを。

在原委員長： そうですね。

柏木係長： 計画の本文に入れたほうが良いと思う項目とかございますか。これは大事だから本当の計画に載せたほうが良いと思いますみたいなご意見があれば。難しければ後ほど水色の紙に書いていただければと思います。

在原委員長： アンケート報告書には全部載っているけれど、かなり抜粋してポイントをおさえて少なく載せております。今、柏木係長が仰ったのは、介護者の年齢が高齢化してるという情報は非常に重要なので計画のほうにも載せたいと思っているがいかがでしょうかという内容でしたが、そうしたほうが良いような気がします。

柏木係長： 事業者さんのアンケートで、災害時、福祉避難所として利用しても良いですよというご意見が多かった項目がありますが、これは事業者的には本文には載せないでほしいとか、アンケートの本文では良いけど計画には記載しないでほしいなどのご意見もありましたら水色の紙に書いていただければと思います。

鹿嶋委員： 資料 14 の 86 ページで、利用していない理由のところですが、そこで、サービスがあることを知らなかったという意見がとても多いので、それを総論にも反映したほうが良

いと思います。

柏木係長： ありがとうございます。

在原委員長： ほかにご意見ありますでしょうか。追加でご意見を出していただけると助かります。そうしましたら次のご説明にいてもよろしいでしょうか。

（２） 第１編：総論について・・・資料 15

吉田課長補佐： 資料 15 をご覧ください。本日お配りさせていただきましたほうはカラーとなっております。まして、障害者福祉計画第 1 編総論、検討用素案です。先ほどもお話しさせていただきました、叩き台的なもので現行計画の総論をベースに作成しております。本日の会議で委員の皆様にご意見をいただきブラッシュアップしていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いします。

まずは 1 ページ目をお開きください。計画の概要について記載してございます。朱書きの部分、これまでの流れ、変更した文などの補足が変更となっております。2 ページ目、3 ページ目でございますが、こちらについても、法令等の改正によって必要事項の補足等の部分については朱書きでご説明を加えさせていただいております。4 ページ目は計画の位置づけ。そして、6 ページ目は、計画の対象者については大きな変更はございません。7 ページをご覧ください。計画の期間についてです。前回の委員会でお配りした資料では、次期障害者計画は令和 3 年から令和 8 年の 6 年間という表記になっていました。町の総合計画というものを、関係課と協議させていただいておまして、現在、改訂作業中でございます。その計画期間は令和 3 年度から令和 6 年度までとなっております。7 ページの一番下から 2 番目の矢印、それから一番下の矢印が総合計画の矢印でございます。総合計画の基本構想は 10 年間。その後、一番下の部分では、基本計画というのが前期と後期に分かれておまして、後期の基本計画と言われているものが 4 年間で、今年令和 2 年度改定作業をして、来年度から 4 年間という期間になってございます。

そして、表の上から 2 番目、3 番目の矢印が障害福祉計画 6 期、それから障害児福祉計画の 2 期の計画期間。これはそれぞれ 3 年間ということが国の指針で定められておりますので、このような形になります。そして一番上のやや太い矢印、障害者計画は、今までですと 6 年間と設定してきましたが、先ほども言いましたように、同じようにしてしまいますと総合計画の計画期間を 2 年間飛び出してしまう形になります。それにつきましては、関係課と協議等を行いました。1 つ目が 7 ページ目の表にあります、総合計画と同じ 4 年間の計画期間として総合計画との整合性を図っていきたい。もう 1 つの考え方としては、障害福祉計画 6 期、障害児計画 2 期と同じ 3 年間にする。ですが、そうしてしまうと次期改定の際に、障害者計画期間での課題が積み残しになってしまうため、変則的ではありますが、次期改定の際に、令和 5 年度に障害福祉計画 7 期、障害児計画 3 期を、令和 6 年に障害者計画を策定するという作業を行えば、関係する計画との整合が取りやすくなるのではということで、今回このような形でご提案させていただきます。

次に 8 ページをご覧ください。ここからが第 2 章となります。人口の状況から関係する項目が 17 ページまでございます。人口につきましては、先ほどから申し上げている総合

計画との整合性を図りながら、令和 22 年の人口予測、減っていく予想を本計画の計画期間に合わせた形で、総合計画と同じような記載のほうがいいと思いますので、そういった形で掲載していきたいと考えています。8 ページから 17 ページまでにつきましては、現行のピンクのほうの計画書に載ってるものの、最新バージョンに数値を置き換えたものとなってございます。

それから、18 ページ目以降ですが、先ほど柏木係長からご説明させていただきました、アンケート報告書ができたものの、その抜粋を掲載していきたい。今回計画に載せるべきポイントとなるような点を本日の意見、また後からご提出していただく予定のご意見追加シートに基づきまして精査させていただいて、追加の項目などを載せていきたいと考えております。

そして 32 ページでございます。事業所の調査結果について、少し入れとけば良いのと言われるとそのとおりなのですが、本日委員の皆様が事業所から来ていただいているので、ここに載せるのはこういうのを載せて計画に肉付けしていくべきではないかというようなご意見をいただくと、非常に作り込みしやすいと思っております。このような形で記載内容については考えております。

最後になりますが、35 ページは皆様からのご意見をいただき、作り込みをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、総論についての説明は以上になります。

在原委員長： ご説明ありました総論について、障害者計画を 4 年間にして、総合計画と合わせたいという案など、そこは大きなところかと思えます。全体的に何か気になるところなどご意見いただければと思いますがいかがでしょうか。ご質問でも結構です。

杉野委員： 9 ページの障害者数の推移ですが、アンケート発送数が 172 と書いてあるのですが、18 ページのアンケートの発送状況のところに、発送数 171 となっています、これは 1 名送らなかったのですか。

柏木係長： 7 月時点でのアンケート発送時の対象者なので、対象者ではなくなった方がいます。

在原委員長： ほかにいかがでしょうか。

鹿嶋委員： 15 ページの支援事業なんですけれども、例えば手話通訳者派遣で、利用者は 20 人で利用回数は 14 回と記載されていますが、これは 1 人当たり 14 回ということですか。

柏木係長： ご夫婦でご利用されたり、複数回ご利用になるとこのような感じになります。

鹿嶋委員： 生活用具給付金事業 130 人と記載があるが、68 回というのは利用しない人がいるという意味ですか。

柏木係長： 日常生活用具の給付自体は、ストマーやパッド、車椅子ですが、再度確認いたします。

在原委員長： 確認していただいて分かりやすく書いていただくと良いかもしれないですね。ほかにいかがでしょうか。

鹿嶋委員： 資料 15 の 24 ページで、今後利用しないという人が多くいるのですが、利用しない理由も書いてもらえると。

在原委員長： 利用しない理由ですか。利用していない人の理由は全部聞いているのですか。

柏木係長： 自由記載で必要ないと思っているとかお答えになってると思いますが、そこで意見が無

ければ自由記載で回答するものを拾っていくような流れで考えています。

在原委員長： 今後も利用予定はないとかがとても多いわけですが、それはなぜなのだろうというのは非常に気になりますね。

柏木係長： そこ自体は、現在利用していない、今後利用予定はないと答えた場合に、選択肢で選んでいただいております、自由記載で書いている項目ではないので、丸をした箇所と、最後のご意見の部分でつなげて読み解く形にはなります。

在原委員長： 選択肢で答えたやつはどこですか。それはまだここには載っていないですよ。

柏木係長： サービスを受ける必要がないとか、サービスの対象者に含まれないとか。

在原委員長： なぜこんなに使っていない人が多いのか、分かる情報も一緒に載せたほうが良いということですね。皆様、ほかにはいかがでしょうか。

雨宮副委員長： 資料 14 の 157 ページで、事業所の調査結果で提供しているサービス内容と新規利用者の受け入れのところですが、これから新規利用者の受け入れについて問 6 の 1 の表にある可能という数字は、これからは葉山の方は受け入れ可能という意味の数字ですか。

柏木係長： アンケートをお願いしているのが、町民の方を受け入れてくださっている事業者をお願いをしたので、状況によっては可能という意味です。

雨宮副委員長： 例えば 19 番の地域活動支援センターというのは 5 事業所が可能とありますが、葉山の方を受け入れる、地域活動支援センターが 5 か所もありますかね。

柏木係長： 地域活動支援センターには送っていないです。送っている事業所自体は放課後デイサービスや短期入所を単発でやっていたりと、それぞれの事業所ですが、大きく法人でやっているところは、例えば、湘南の風のようなところがお答えになっていけば、うちの法人にはあるから平気ではと答えてるところもあるかと思います。

雨宮副委員長： 例えば、地域活動支援センターでは、葉山町は可能だけれど、逗子市は葉山の方は受け入れないとかそういう決まりがあるとしたら、この中に逗子市の事業所が入っていたら可能ではないですよ。

柏木係長： 受け入れてくださってる市町村はあります。

雨宮副委員長： 事業所はいいですよ。でも市町村としてはダメなのですか。

柏木係長： こちらとしては基本的に、事業所としていいといっているところは市町でいいと捉えています。

雨宮副委員長： そうですか。

菊池委員： 市町村が受け入れ可能にしないものに関しては、受け入れ可能だという返答はしないはずだとは思いますが。一応、仕様に基づいて事業を展開させていただいているので、それ以外のことに受け入れの幅があるよとか、受け入れできますよとか、それに対して例えば逗子の立場で葉山のアンケートに答えるということはしないと思いますけど。

雨宮副委員長： みんな受け入れ可能ということでもいいんですよ。

菊池委員： 少し不思議な数字ですね。

在原委員長： では、問 6 の①あたりは総論のほうにも計画には載せていくほうがよろしいですか。

雨宮副委員長： サービス量に関係してきますからね。

菊池委員： そうすると総論ではないのでは。

在原委員長： 第1編総論の中にある事業所調査結果のところですね。

雨宮副委員長： そうです。これは数値目標が大事になってくるので。

在原委員長： ほかにいかがでしょうか。障害者計画は4年間のものをつくるということはこれでよろしいでしょうか。事業所のほうのアンケートのどの辺りを計画に載せていくかなどはまたご意見をいただければと思います。

柏木係長： 町としましては、見込量のことも気にはなりますが、先ほど加藤委員が言っていたように、町が誘致できるわけではないので、どちらかという虐待防止についてはこのようにしますとか、体制作りをこのようにしていますとか、ご覧になった方が安心してサービス利用に踏み切れるような事業所の体制だとか、そういったものを載せたほうが良いと思っています。前段の職員の採用とかについては、計画には載せないで、資料14の159ページ以降の福祉の事業所について分かるような内容を記載していく方向性で考えております。

在原委員長： このような方向性でとのことで、いかがですか。

雨宮副委員長： 資料14の168ページの地域活動支援拠点の認知状況については、これから益々この方向性が必要になってくるので、前段として必要だと思います。

柏木係長： ありがとうございます。

菊池委員： アンケート調査に基づき、町民の方に対してサービスを展開していくことが基本にはなるかと思いますが、すべてのアンケート調査に基づいて計画を立てるべきかとなると、私は少し疑問に感じます。先ほどのように、地域生活拠点について、聞いたことがあるとの回答が28.3%、知らないと答えた方が23.9%ですが、計画化せざるを得ないもの、計画化しなくてはいけないものなので、こうすると地域生活拠点の必要性はこのアンケートをとった人に関しては、そんなに必要性を感じてない方が大半であるけれど計画化しなければならぬものになってきます。例えばこういう数値にはなっていますが、これは制度的に必須として求められているものだというようになってくるのではないかと思います。

それから、同じく166ページの事業所調査結果のところ課題や問題点と書いてあり、数字が6から1と記載されていますが、こうすると数字の高いものが意見の大きいものと感じられます。本来、計画化すべきところは、町がここは計画しますよと明確に訴えて、例えばどこのサービスにも事業に見合う物件の確保、土地・建物の確保、人員体制の確保などはかなりの回答数が載っているわけですので、サービスを提供していく事業所を誘致しやすくなるような仕組みについては計画には載せていきますよとか、人員的にサービスとして手厚くやっていく事業に関しては、人的な確保に対しても手当等を計画化していきますよとか、アンケート調査をもとにわかった課題を、町が絶対的にやらなくてはいけないことに対しては、自信をもって計画を立てていけばいいと思います。町民に対してお返しするということが100%注力するだけでない部分はあるのではないかと思います。

在原委員長： ありがとうございます。追加のご意見があるようでしたら水色のご意見のシートでまたご提出ください。

菊池委員： 追加です。資料 14 のアンケート調査結果報告書、これがホームページ等にてカラー刷りで公表されるということであれば、このアンケートが計画にリンクするようなものについては黄色で網掛けや、赤で網掛けをしていただいたほうが、アンケート結果に基づいて計画が反映されていることが分かりやすくなるのではないかと思います。

在原委員長： そのつながりが何らかの形で見えるようにということですね。ありがとうございます。

(3) 第 2 編：障害者計画について・・・資料 16

在原委員長： 次の第 2 編のほうの議題です。(3) の第 2 編、障害者計画についてのご説明をお願いいたします。

柏木係長： 資料 16 です。本日も検討いただきたい内容といたしましては、前回の基本理念は大筋でこのままいきましょうということになりました。そして、障害のない方たちが障害のある方に寄ってきてくれるような計画がいい、自立といっても一言でくくらない、理念と目標と事業のリンクを意識するだとか、財政的な裏付けがないものについてはどうなのかなど、様々なご意見をいただきました。それを元に今日お渡ししたカラー刷りの資料 3 ページから 5 ページまでが委員用のページになります。ですので、今回は障害のある方から見た観点で計画を作成していきたいと思っています。例えば、困っているときに困っていることを相談できる人や機関を知っている。また、お友達と一緒に学んだり、地域で育ちたい、日中の居場所があること、経済的に困らないなど、自立支援協議会で普段出ているような大きい意見を記載いたしました。そう考えることによって、計画全体も分かりやすい基本目標や、計画そのものが普及啓発になるようなものでもよいかと考えております。

その上で、基本目標を 5 つ作ってみました。1 つ目の目標が町民全体の障害者福祉の施策を広めるためのものになってます。2 つ目の目標が相談を中心とする在宅福祉サービスの充実をあげています。3 つ目が、就労のみならず自分らしく自立して生活することについて載せています。4 つ目が、子どものころからについてを特化した項目にしたいと思っています。5 つ目が、町全体のハード面や防災関連の項目にしたいと思っています。本日、ご意見いただければ 5 項目を固めていけるとと思っています。

まず、この 5 項目でよいのか。そして、5 項目のテイストをどうするのかをご議論いただきたいと思います。

前回あったのに削除した部分についてですが、雇用関係の項目と予防・医療の項目になります。こちらについては、自分が困ったときに検診へ行こうかなと思った際、相談できる人や機関があれば受診につながり、障害の悪化の予防にもつながれると思ったので、この項目は中に落としこみました。雇用と就労については、障害のある方から見ると、働こうかなと思ったときに選ぶ選択肢があることや、自分の特性にあった職場が誰かのお手伝いで見つかることや、就労でも収入があるだけではなく、働くというのは自己肯定感が上がり、社会的な場や仲間ができます。お小遣い程度でも稼いだお金を自分の得たお金として使い道を考えることや、特例子会社などで働いてる方は社会的な自己肯定感なども上がります。就労と一言で言っても、ものすごく幅が広いと思います。障害が 1 級などで働けない方はどうすればいいのかというと、先ほど雨宮副委員長が言っていた、地域活

動支援センターに家以外の居場所があり、そこで調子がいいときには少し作業ができるなど、幅広い自立に関しての案を落とし込んでいきたいと思います。

次に6ページです。基本目標1から5までが書いてあります。例えばページ9番にあります、一番下のインクルーシブ教育とはって書いてあるのですが、ここをもっと大きく見やすくすれば、お子さんを持ってるお母さんなどがご覧になるのではと思いました。

そして、現計画で重点施策にあがっている3項目、相談、就労、地域で自立した生活を送るための環境づくりですが、こちらは葉山町の総合計画に掲載されているものです。少し書きぶりが違っていますが、同じことを単位施策として載せております。重点施策で今まであげていたものは総合計画と同じ内容ですので、ここは総合計画の進捗状況を見ながらリンクして載せたいと思っております。今の総合計画では暮らしを守る葉山という項目の中の基本目標4に入っております。

12ページ以降が新しい5項目で、今やっている事業の内容をそれぞれ振り分けてここに落とし込んでいます。これについてもご意見がいただければと思います。13ページ以降は、わかっている時点で修正させていただいたものが赤くなっています。36ページにございます町営住宅の整備という項目ですが、こちらは先ほど議論いただきました、今後4年間で町営住宅のエレベーター作るような大規模なバリアフリー化は予定しておりません。前回の策定委員会で予算の今後の根拠がないものは載せるのはどうかというような議論がございましたので、ここは全部割愛をさせていただいております。町営住宅ではないところで暮らしの場の確保の充実を図っていければと考えております。同じように47ページの障害児等の幼稚園への就園支援については、支援自体が事業としてないので全部消しております。

細かい部分ですと、今、分かる範囲で修正をしているのと、ここに載せている時点で事業継続のため、継続などは全て消す方向で考えています。ですので、まずは基本目標のところを中心に皆様のご意見をいただければと思います。細かい内容については随時こちらで修正をしていくので、大筋のところを本日は皆様に決めていただければと思っております。お願いいたします。

在原委員長： ありがとうございます。2ページの理念には赤字が入って説明を少し加えてるだけで継続ですけれども、基本目標7つあったものを組みなおして5つにし、本人目線で分かりやすく、そういった趣旨でタイトルを複数考えていただいた案が載っていて、大筋をどうするかということですが、どうでしょうか、ご意見をいただければと思います。

菊池委員： 5つにまとめなおしたことは非常に前回の計画より分かりやすくなったいい部分だと思います。なぜ、この5つにまとめなおしたかですが、その前の3ページのところに、アンケートでは次のようなご意見や傾向がありましたと、このつながりがあるか思います。そうしますと、第1編の総論34ページ、最後のところで、ここにアンケートの読み解きとか解釈、例えば委員長のほうから、全体を読み解いた意見、そういうものをいただきますと、そこがその読み解きからこの5つの傾向が導き出されました。ですので、5つのまとめなおしというのを行いましたという感じになると、このアンケートと計画のつながりというものが、より明確に見えてくるのではと思いました。そして、基本目標、理

解、啓発という難しい言葉をなるべく使わずに当事者目線で、お互いに分かり合うという
ような言葉を使いましてとすれば、流れる的にアンケート、読み解き、しなければならない
こと、計画の順番が綺麗に並ぶのではないかと思います。

在原委員長： ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

鹿嶋委員： 13 ページのノーマライゼーション啓発活動なのですが、やはりポスターや製品を障害
者週間の1週間だけしか飾らないのは、これで啓発などできているのでしょうか。逗子市
役所はずっとロビーに貼ってあります。できたら月初めだけでも、改善してもらったほう
がいいのでは。1週間だけポスターや作品があるのは本当にやる気があるのだろうか。

在原委員長： 啓発活動はもう少しやりようがありそうだと。

吉田課長補佐： 以前にも、鹿嶋委員から週間だけの啓発って変だよねということをご指摘いただきま
した。そこを意識して変更していこうと、障害者週間のほかの啓発やイベント的なものは
当然やりますが、それ以外の期間にも様々なことをやっていかなくてはいけないという
ことをもう少し分かりやすく取り入れて、役場の中にも、トントン工房で作った作品や販
売するものを見本として置いてあって、実際それお買い求めいただけるような形にはな
っておりますが、それ自体の広報活動がまだ足りないのかもしれない。もう少し PR の
仕方などを、この中で入れていき、より普及に努めていけるよう盛り込んでいきたいと思
っております。

鹿嶋委員： 売店もトントン工房がやっていますよとアナウンスしておけばね。

吉田課長補佐： 作品ははばたきさんで、売店はトントン工房です。そういった PR が足りない部分があ
りますので、計画の中でも盛り込めるものは盛り込んでいきたいと思います。

在原委員長： ほかにいかがでしょうか。

鹿嶋委員： 21 ページの相談しやすいサービスですが、この現状と課題の中で身近な相談窓口とし
て民生委員・児童委員とありますが、民生委員・児童委員には窓口ってまで言われると、
みんなビビってしまうと思います。できたら消してほしいぐらいです。例えば、ケースワ
ーカーとかだったらちゃんと学校に行って、福祉や障害などを勉強していますけど、僕ら
はただ名前貸してねと言われて民生委員になっただけなんで、ここはきついです。

在原委員長： なるほど。

鹿嶋委員： 22 ページの民生委員児童委員の相談ですが、ここも地域の声を行政に反映してもらう
仕組みができてますと言われるととても荷が重いです。一応、相談されたら社協につなぎ
ますよとか福祉課につなぎますよくらいのスタンスでしか民生委員はいませんので、従
事してますみたいな感じで書かれてしまうと、民生委員の定例会出れなくなってしまう
のでもう少し考えてほしいです。

檜原委員： 町のほうとしては、この仕組みができていますと言い切るだけの何か裏付けがあるから
ここへ書いたのでしょうか。鹿嶋委員が仰ったように、私達はそんなことはできませんとい
うのが現実なのでしょうか。

鹿嶋委員： そういう事例はありますけれども。

吉田課長補佐： 書きぶりについては鹿嶋委員が仰ることはよく分かりますので、少し表現方法につい
ては、相談しながら考えていきたいと思います。

鹿嶋委員： よろしく申し上げます。

雨宮副委員長： 今の相談のところで少し思ったのですが、実際に私は精神障害の方の相談をやっていますが、民生委員が関わってくださることがすごく多く、地域の中ですごく大事です。それが今、仰られたこの仕組みの中に入らないけどとても大切な役割を担っているところが、実はこの相談先や相談方法がわからないという方たちの入り口になっていると思います。地域の中ではこういう相談も受けます的なものが、この中に含まれるのであれば、相談先がわからないとかっていう方たちが、まずは地域の方に相談しに行くという例がたくさんあるのでそれが生きていくのではないかと思います。せっかくそういった取組を今までなされて必要とされている方がいらっしゃるのに消してしまうのはどうなのかと思います。

柏木係長： 民生委員の立場としては相談の主体者ではなく、行政と町民の中間に位置していただく位置づけなので、窓口ではありますが、これだと主体的に相談を受けているかのように、見て取れてしまうのがあまりよくないのかもしれないかもしれません。委員という枠組みを超えて民生委員としてどう書かせていただくか、担当としてどう考えるかなど、ほかの計画との整合性を少し考えさせていただきます。ありがとうございます。

在原委員長： 相談支援専門員と横並びで書かれてもやはり違いますよね。

杉野委員： 福祉課のところでご近所の民生委員の方々と通じてご相談もとか。ここが単独であるから少しハードルが高い。

在原委員長： ありがとうございます。ほかの皆様いかがでしょうか。

檜原委員： 全体としてよろしいでしょうか。資料 16 の 5 ページで基本目標というのは、むしろ 4 番目に出てくる案でもいいのではと思いました。そのほうが身近に感じますし、一般の住民の方も自分のこととして考えやすいきっかけになるかなと。私たち自身も当事者側ですが、地域における障害福祉の推進なんて言われるとどうということなんでしょうと考えてしまいます。ですが、「ここでいっしょに暮らそう」だと、よりフィーリング的にも分かる気がします。「ここでいっしょに暮らそう」とありますが、「この町でいっしょに暮らそう」でもいいかなと思いました。

それから 21 ページの相談支援体制のところですが、上の現状と課題の囲みの中で、これを読みますと、とらいむが線で消されてますね。なぜ、とらいむが相談支援事業者として葉山から消されたのか、お伺いすることはできるでしょうか。

吉田課長補佐： 本来でしたら具体的なお話をしなければいけなかったのですが、実は昨年より少し前から、先方よりご相談がございまして、鎌倉市の利用者が徐々に増えてきていて、逗子市と葉山町のサポートをしていくのが難しい状況になりつつあるというお話をいただいたと引継ぎを受けております。主な理由としては鎌倉の分だけでいっぱいになってしまったため、どうしても逗子市や葉山町の分はできないとのことでした。ですが、今ある部分については、しっかりと時間をかけて、その前の年度から昨年度にかけてやっていくという形になってきた経過がございまして。それをお示していなくて大変申し訳なかったです。そういう流れがありましたため、今回はその部分の記載を取りました。

檜原委員： ありがとうございます。それから、就労に関して、42 ページの 3 番 4 番がありますけ

れども4番の情報提供の充実、就労支援に関する情報の提供というところで就労に関する制度や事業所情報など、利用者や事業者が共有できる情報の発信に努めます。相談支援事業所と連携を図りながら就労に向けた支援を行っています。ということが、今はどういうことになっているのでしょうか。就労支援に関する情報提供は現在どの機関でどのように行われて成果はどのようなのか。5番目に効果的な就労支援策の検討、これから実施するということで次の43ページに就労支援ネットワークの構築として障害のある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、情報提供が行われるよう、ハローワーク、地域障害者就業センター、障害者しごとサポート事業、障害者就業・生活支援センター等のネットワーク体制を構築します。これらはこれからなのか。ですから、42ページにあったのは今やっていることで、その成果はどのようで、その成果によってこれから、もう少し踏み込んだ形で就労支援ネットワークの構築をしていくのか。そういう計画ですよ、ということ述べているのか。アンケートの結果を見ますと、71ページに、仕事は自分で探したという人がすごく多かったです。にもかかわらず、ここに就労支援ネットワークの構築をしますと書いてありますが、じゃあ今までどこぐらいの成果を上げていたのだろうか、この町で様々な政策を講じた中で、あまり成果を上げてなかったのから、精神障害者本人は自分でどんどん探してしまったのかという疑問が浮かんできました。さらに、45ページに就労の機会の拡大というところ、一番上の4番に、働く機会の増大につながる支援と環境づくりを検討します。そして、取組として、今後は葉山町自立支援協議会での検討を行っていきます、と書いてあったので少し驚きましたが、これは自立支援協議会の中で就労作業委員会のようなもの作りますという、そういうことでしょうか。就労関係について過去、現在、未来のご説明をいただければと思います。

柏木係長： まず、就労のところは40ページからつながって45ページまで整理はさせていただこうと思っております。現在おこなっていることをお話させていただくと、ハローワークと小澤委員のセンターと会議の種類は違いますが、いろんな機会でも年1、2回はお会いをすることがあります。そこで新しい福祉的なものと言うと就労継続A型、B型で新しいところがありましたとかご紹介をいただく機会と、現在、障害者の就労がどうなっているのかという雇用の連絡会がございます。この就労支援ネットワークという形で明言はしていないので、そういったものを一連の流れで就労支援ネットワークと今まで呼んでいたという経過になります。発達支援システムのようながっちりしたものではなく、一連の障害に関わる会議や関係機関との総称を、我が福祉課では就労支援ネットワークと呼んでいたという経過になります。ですので、ここに文言で載せているのが妥当かどうかという議論にもなりますが、そこで就労の新しい風みたいな、例えば特例子会社とか小澤委員がよくご存じでしょうけど、いろんなタイプの障害の方の就労が増えていますので、そういった情報なども教えていただいて、相談支援事業者とかとお話し合いをして実際に就労の支援を受けている方の就労先の相談まで話しています。例えば、精神の障害者の方は割とフットワークがいい方が多いので就労支援移行の事業所を横浜やもっと遠いところで探す方がいらっしゃいます。就労先がとんでもなく遠いほうに事業者さんが持つてくることが多くて、そういうところがどうなのか、もう少し近いところでないのかなど、

そういった事業所とのケースワーク会議みたいなことを日常的にさせていただいております。なぜアンケートでは、自分で探してきたという回答が多かったかというと、手帳の性質上、仕事に就いてから発症する方が多いのではないかと、私は考えています。特に自立支援医療証など申請される方が大変多いので、そうすると仕事を持ちながら治療されてるんじゃないかと考えます。自立支援協議会での検討は昨年まで私が担当でしたが行う予定がないので、皆様に聞きたいです。見える化のことは書いたのですが、ここに書いてあってこれ予定あるのかなと思ったことは消せなかったのもまだ残しています。よければ消させていただきます。

檜原委員： でも自立支援協議会ではそれらしい煙も立っていませんよね。

柏木係長： 私が異動してきた 27 年当時は、町内の会社に、当時の係長が電話を掛けて障害者の雇用をしてくれないかとローリング作戦をしていました。ですので、今の計画作ったときはおそらくそういう流れで自立支援協議会に落としていく予定だったと思います。そのあと、うやむやになったのかなと思うので、地域ネットでも話はさせていただきますが、今わからないことを、分かりやすくすることで進んでいるので、しばらくは就労のことは自立支援協議会で載せないというのであれば載せない方向で考えています。

加藤委員： 下の圏域の中で就労の話が出て、町の自立支援協議会でもそんな話に触れた機会があったという記憶があるのですが。

菊池委員： 旧項目が就労機会の拡大（4）となっていて、今、葉山町で相談を当時の事業所が受けさせていただいてる事例で、葉山町の町民の方が葉山町内で働いてるという方はほぼ残念ながらいません。前回の会議の時には葉山の町内でもまだまだ開拓できるのではないかなというように計画になっていたかと思いますが、それ以降、やはり葉山の町内で就労の機会を拡大するだけではなく、葉山町は障害福祉サービスに関しても、移動の面に関しても横須賀、逗子、鎌倉、藤沢、横浜、ここらへんと全部踏まえてサービスを利用させていただいたり、就業先の機会もお世話になる部分ではあるので、葉山町の中だけで何か検討するのではなく、葉山町の自立支援協議会では就労支援の専門部会を設けずに、例えば 1 事例、2 事例あったときに事例を検討していきましょうというような形でやっていければということで、作業委員会の話というのは一応なくなりました。それより就労できる情報や、就労先の情報ですとか、就労支援をしてもらえる情報、こちらのほうが大事ではないかということで情報見える化チームにもつながってるかと思っています。

雨宮副委員長： 直接、計画には関係ないと思いますが、先ほどのアンケートで、就労先は自分で探したという方ですが、最近の傾向としては発達障害の方の受け入れがすごく増えています。IT 企業が就労移行とか A 型とかをどんどん増やしてやっています。ですが、働いている途中から、作業効率とか言い出すので、少し問題になっています。でも受け入れはすごく増えていて、発達障害の方たちがそういうところに自分で探して計画作ってくれというパターンがすごく増えている。

菊池委員： 就労移行支援事業所ですとか就労 A 型の事業所は、今まで働きたいというニーズがあってどなたかに相談をして、それで就労先を見つけたりだとか就労までの訓練につながったりだとかという感じではあったのですが、やはり総合支援法が施行されてから、民間

が非常に参入してくるようになって、就労継続のA型ですとか、移行支援事業所なんていうのも、先日は私の自宅にもB型使いませんかというチラシが直接ポストインされるぐらいになってきています。そうすると、インターネットでもそうですし、事業所に先につながったり、就労先に先につながってしまうようなことで相談が後付けになるようなケースが非常に多くなっています。ここを使うためには厄介な手続きしなくてはいけないので、それを相談員さんやってくださいみたいな、ケースが非常に増えているわけです。そうすると、例えば発達障害の方たちで、見通しを持つことが苦手だったり、論理的に順序だてて自分の将来を考えていくのが苦手な方に関しては、パッと見てここは良さそうだ、給料的にもよさそうだ、パソコンを使う私は得意だといって事業所を決めてしまったり、就労先を決めて来てしまったりだとかしたあとに相談が入って、蓋を開けてみると人とのトラブルがいっぱいになっていたりだとか、仕事のノルマがこなせなく苦勞してたりだとか、実は本人も企業さんも両方が困っているなんてことが、あとから相談が介入するなんていうケースが非常に増えています。ですので、就労支援の必要性がないのではなくて、就労するにあたっては、やはり本人が見つけてきてしまうことがいけないことでもないですし、そういったときに福祉とか、利用者のほうにばかり就労支援の必要性って言ってるのですが、企業のほうに対しても障害のある方を雇用する際の、連絡体制や相談体制というものを普及していくようなことが計画に乗る必要があるのではないかと思います。

檜原委員： 先に決めてしまってトラブルが起きたから相談に乗ってほしいというケースが多いというお話ですけど、そういうケースの場合は就労定着支援とかそういうのは付いてこないわけですね。自分で見つけた場合は。

菊池委員： 初っ端、自分で見つけてきたというようなケースの場合はその可能性があります。例えば、障害のある方、手帳をお持ちの方を雇い入れたときに何かしらの雇用保証金を出しますなんていう市町ありますが、そういうところになりますと、手帳を持ってる方がどこに一般就労してるかが追えるようになるので、トラブルになったときにもすぐに相談が入れるようになったりだとかするようなケースはあります。ただ、手帳を持ってる人がどこで働いてるのかというのを、本当に全部追っかける必要があるのかどうかというようなところもありますので、何でもかんでも福祉の側が把握する必要があるのかというと、手帳は持っているけれど、私はやはり福祉の範疇ではないよという方たちも発達障害の中には大勢いらっしゃいますし、特に内部障害の方なんかですと、非常に多くいらっしゃる部分ではありますので、何でもかんでも福祉で計画化して福祉の範疇で我々が相談乗りますというのが大きなお世話になるケースがたくさんあります。

檜原委員： それはすごく大事なことだと思いますが、ありがとうございます。

在原委員長： ありがとうございます。ほかにご意見として仰っておきたいことがありましたら。

今井委員： 17 ページ目、1 の3 のコミュニケーション支援の充実のことについて少しお話させていただきます。ここに聴覚障害がある人の手話通訳、それから要約筆記者の必要性ということが書いてあって、本当にそのとおりで、それにプラスなんですけれども、聴覚障害のある方っていうのは生涯にわたって補聴器を使用しています。ですので、アンケートの中に

も補聴器を装着しているけどメンテナンスや購入費、経済的負担がっていうところも記述されていますけれども、そういう補聴器の購入する際の補助とか、それから今、小学生は補聴援助システムの機器の購入をかなり進めています。ですので、そういうことに対する補助というか、そういうところも手話や要約筆記の方たちともう1つ、障害のある本人が音を聞く、コミュニケーションをやっていくときに補聴器は外せないで、このところもちょうと変えていただけるとありがたいなと思いました。

在原委員長： ありがとうございます。ほかにございましたら、追加の意見でお寄せいただければと思いますのでお願いいたします。

2.その他

在原委員長： それでは、2番のその他です。その他は委員の皆様からの何か情報提供等ということになっておりますが、何か皆さんお集りのこの場で共有しておくべきことがございましたら最後にいただきたいと思いますが大丈夫でしょうか。本日はこれで終了とさせていただきますので、ありがとうございます。それでは事務局のほうにお戻しします。お願いします。

吉田課長補佐： ありがとうございます。それでは事務局のほうから何点かご連絡とご確認がありますのでお願いをいたします。まず水色のご意見追加シートでございますが、提出いただける場合は来週の月曜日、10月12日までをお願いいたします。

次に次回の第4回策定委員会でございますが、今月10月30日金曜日15時から、こちらの会議室で予定してございます。その際に第4回の委員会では会議の風景を写真に収めたいと思っております。撮影したものにしましては皆様のご確認をいただいたあと、計画書の中に掲載していけたらと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(委員 了承)

最後になりますが、前回の会議でも確認させていただきました、本委員会の議事録につきましてはホームページに掲載してまいります。次回以降も同様の対応となりますのでよろしくお願いいたします。

(委員 了承)

鹿島課長： それでは本日も長時間にわたりご議論いただきまして、誠にありがとうございました。本日の会議はこれにて終了とさせていただきます。ありがとうございます。

一同： ありがとうございます。

16時10分閉会